

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月22日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第56号

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年藤沢市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第7条の5中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第7条の5の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第7条の5の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの(その額が660,000円未満であるものに限る。)の支払は、新規則第7条の5の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。